

要配慮者

火災や自宅倒壊のおそれがあり、
在宅避難が困難

近くの
指定一般避難所へ
避難

指定一般避難所
(小中学校等)

避難者
滞在場所
(体育館等)

状況に応じて
開設

身近な
福祉避難所
(教室等)

災害発生後24時
間から72時間程
度に、状況に応
じて開設

指定福祉避難所

個別避難計画に
基づき、指定福
祉避難所と要配
慮者の連絡調整
を経て開設する。

協定による 福祉避難所

指定一般避難所
において、市職員等
により受入対象者
として判断された
要配慮者（最低限
の介助者含む）の
みが利用可能。